

議案第 38 号

和解について

本市において発生した未払いの時間外勤務手当請求事件に関し、
次のとおり和解する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項
第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 5 月 26 日提出

向日市長 安 田 守

1 事件番号

京都地方裁判所令和2年（行ウ）第23号未払いの時間外勤務
手当請求事件

事件原告 向日市職員1名

2 和解の要旨

原告及び市は、原告が平成30年4月から平成31年3月までの間所属した教育部学校教育課において、所属長（当時）による時間外勤務、休日勤務又は夜間勤務の指示が、向日市職員服務規程第13条に定める方法とは異なり、所属長（当時）が事後に承認する方法で行われていたことが本件訴訟の原因となったこと、原告の休日勤務を事後に不承認とする際、所属長（当時）が原告の明示の了解を得ていなかったことが本件訴訟の契機となったことを踏まえ、今後、市において、本件訴訟と同種の紛争が発生することを未然に防止することを目的として、以下のとおり和解する。

- (1) 市は、本件訴訟の過程で明らかとなった学校教育課（当時）における労務管理上の課題を総括し、今後、市において同種の課題が生ずることがないように、労務管理の適正化をさらに

推進する。

- (2) 市は、市に属する職員に対し、本件訴訟の過程で明らかとなった学校教育課（当時）における労務管理上の課題を適宜の方法で周知する。
- (3) 市は、市に属する管理職を対象とする研修会を実施し、向日市職員服務規程が定める時間外勤務、休日勤務又は夜間勤務の指示方法を確認した上で、労務管理の適正化の内容及び方針について研修する。
- (4) 原告は、前各項に基づき市が行う総括、周知及び研修の内容、時期、方法は、いずれも市の合理的な裁量判断により行われるものであることを確認するとともに、周知及び研修の結果、原告の氏名が特定される可能性があることを予め容認する。
- (5) 原告は、本件訴訟における請求のすべてを放棄する。
- (6) 原告及び市は、原告と市との間には、本件に関し、何らの債権債務もないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟の費用は、各自の負担とする。

(参考) 訴訟の経緯

原告は令和2年7月に向日町簡易裁判所へ未払いの時間外勤務手当請求事件の訴状を提出した。

これに対し市は、京都地方裁判所への移送申立てを行ない、審理及び証人尋問が行われた結果、令和4年2月8日に和解勧告がなされ、同年4月11日、原告は本件訴訟における請求を全て放棄し、市は労務管理の適正化をさらに推進することを内容とする和解条項案が示された。